



内閣府
男女共同
参画局

令和4年版 男女共同参画白書



令和4年6月
内閣府男女共同参画局

男女共同参画白書

- 男女共同参画社会基本法に基づき
男女共同参画社会の形成の状況等について国会に報告
- 男女共同参画週間(毎年6月23日～29日)の時期に合わせて
閣議決定 →令和4年版は6月14日

【白書構成】

1 令和3年度男女共同参画社会の形成の状況

特集 人生100年時代における結婚と家族
～家族の姿の変化と課題にどう向き合うか～

各章 政策・方針決定過程への女性の参画 等

2 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策

第1部 令和3年度に講じた男女共同参画社会の形成の促進
に関する施策

第2部 令和4年度に講じようとする男女共同参画社会の形成
の促進に関する施策

＜特集＞人生100年時代における結婚と家族 ～家族の姿の変化と課題にどう向き合うか～

- コロナ下において、我が国における男女共同参画が進んでいなかったことが改めて顕在化した。問題の背景には、**家族の姿が変化しているにもかかわらず、男女間の賃金格差や働き方等の慣行、人々の意識、さまざまな政策や制度等が、依然として戦後の高度成長期、昭和時代のままとなっている**ことが指摘されている。
- 今や、女性の半数は90歳以上まで生きる。**平均寿命は女性87.71歳、男性81.56歳であるが、**死亡年齢最頻値は女性93歳、男性88歳**であり、100歳を超える人は、令和2(2020)年時点で女性69,757人、男性9,766人となっている。**まさに人生100年時代**といえる。
- もはや昭和ではない。**昭和の時代、多く見られたサラリーマンの夫と専業主婦の妻と子供、または高齢の両親と同居している夫婦と子供という3世代同居は減少し、**一人ひとりの人生も長い歳月の中でさまざまな姿をたどっている。**
- こうした変化・多様化に対応した制度設計や政策が求められている。**

【男女の寿命】

	女性	男性
90歳時生存割合	52.6%	28.1%
95歳時生存割合	27.9%	10.5%
平均寿命	87.71歳	81.56歳
死亡年齢最頻値	93歳	88歳
100歳以上の人口	69,757人	9,766人
105歳以上の人口	5,800人	715人

(備考) 1. 100歳以上の人口及び105歳以上の人口については総務省「令和2年国勢調査」、その他については厚生労働省「第23回生命表」より作成。
2. 「死亡年齢最頻値」は死者が最も多い年齢。

第1節 家族の姿の変化・人生の多様化

- 結婚と家族の現状
婚姻関係の変化、家族の姿の変化
- 人生の多様化
専業主婦の減少、ひとり親の増加、
単独世帯の増加
- 家事・育児・介護参画に対する意識、
介護の担い手の変化 など

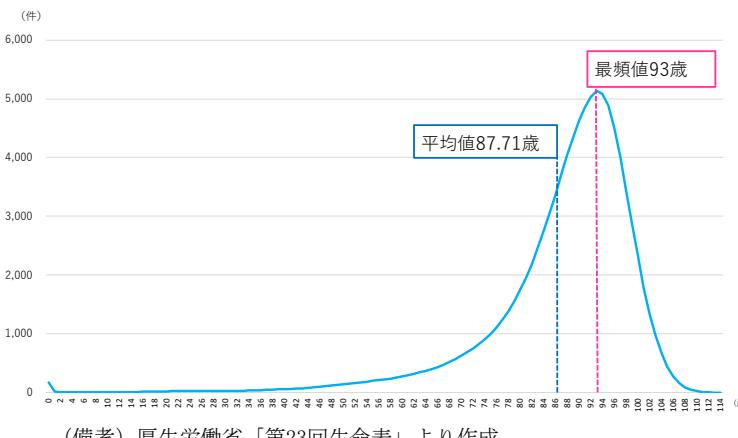
第2節 結婚と家族を取り巻く状況

- 結婚を取り巻く状況
配偶者の状況、結婚に対する意思、
子供を持つことに対する意思
- 離婚を取り巻く状況
離婚をめぐる状況、シングルマザー
- 収入を取り巻く状況 など

第3節 人生100年時代における男女共同参画の課題

- 人生100年時代を迎えるにあたっては、このことを念頭において、誰ひとり取り残さない社会の実現を目指すとともに、幅広い分野で制度・政策を点検し、見直していく必要がある。

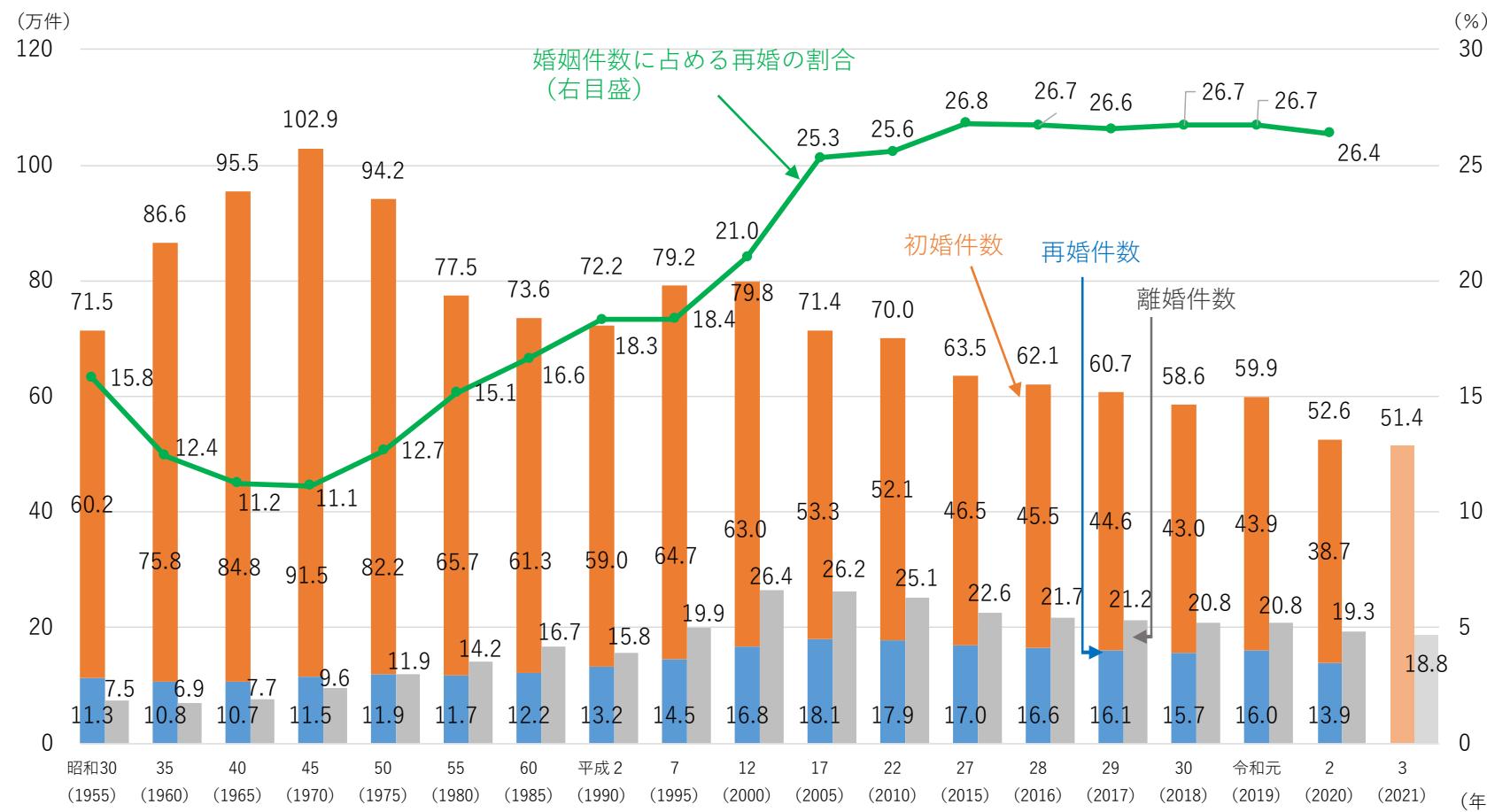
【年齢別死亡件数（女性、令和2（2020）年）】



第1節 家族の姿の変化・人生の多様化～結婚と家族の現状～

- ・近年(平成27(2015)年～令和元(2019)年)は、婚姻件数は約60万件で推移。離婚件数は、約20万件と、**離婚件数は婚姻件数の約3分の1で推移。**
- ・コロナ下の令和2(2020)年以降は、婚姻件数は、令和2(2020)年52.6万件、令和3(2021)年51.4万件(速報値)と、**戦後最も少なくなった。**

特 - 1図 婚姻・離婚・再婚件数の年次推移



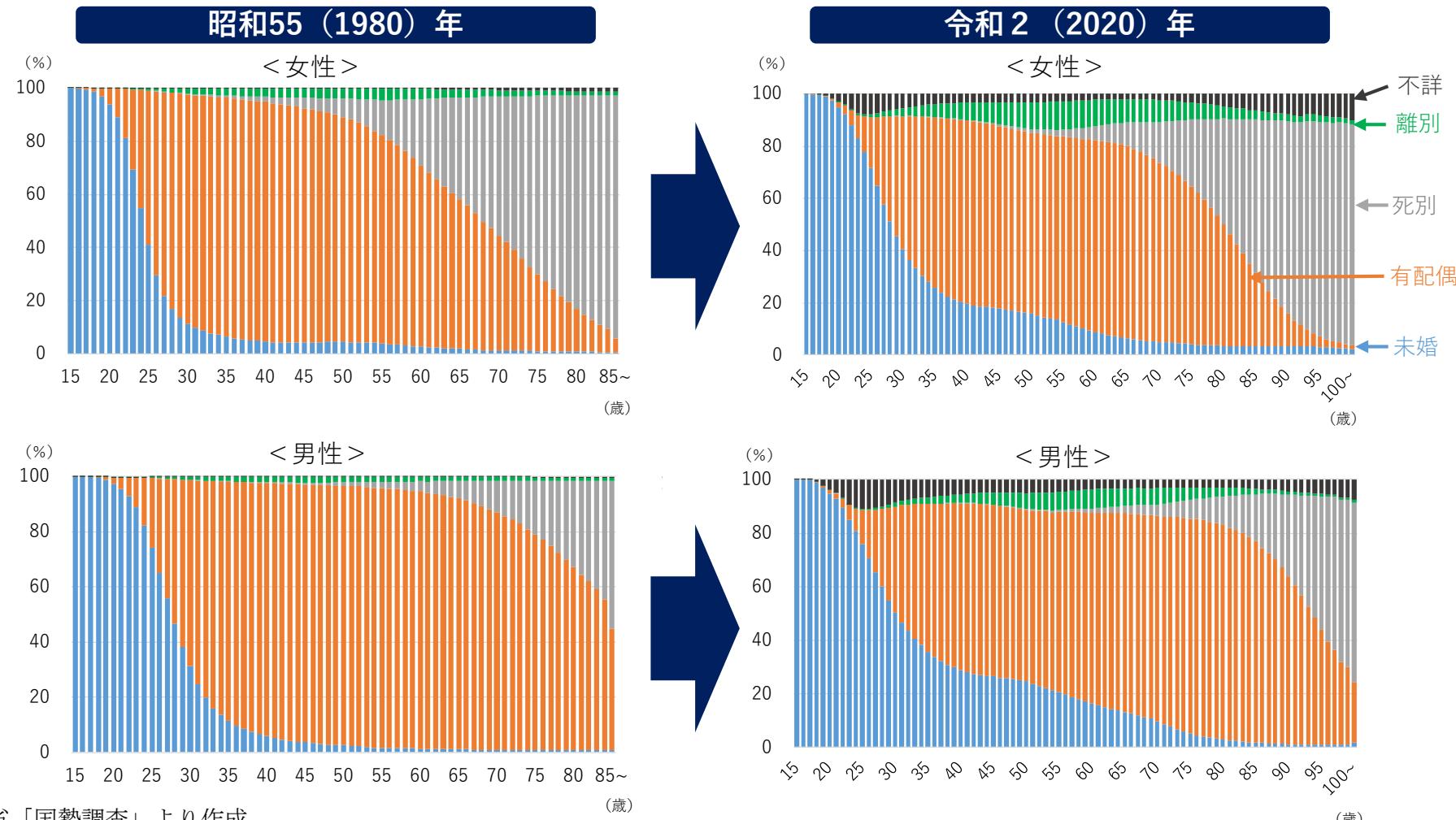
(備考) 1. 厚生労働省「人口動態統計」より作成。

2. 令和3(2021)年の数値は、日本における外国人等を含む速報値。令和3(2021)年の婚姻件数は、初婚件数と再婚件数の合計。

第1節 家族の姿の変化・人生の多様化～結婚と家族の現状～

- 昭和55(1980)年と令和2(2020)年の配偶関係別の人団構成比を見ると、この40年間で、男女ともに「未婚」と「離別」の割合が大幅に増加。
- 令和2(2020)年時点の30歳時点の未婚割合は、女性は40.5%、男性は50.4%。
- 50歳時点で配偶者のいない人の割合は、令和2(2020)年時点では男女ともに約3割。

特 - 3 図 配偶関係別の人団構成比（男女別）の変化

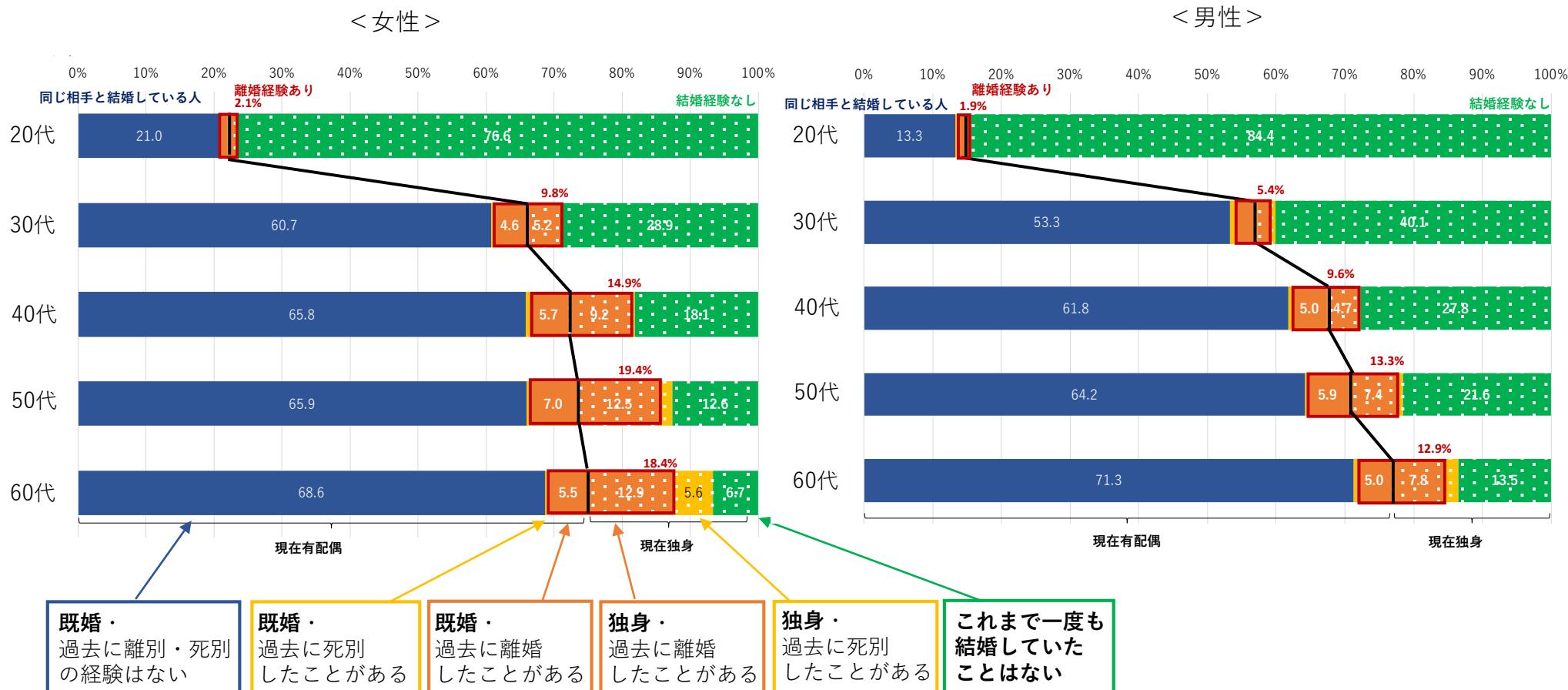


(備考) 総務省「国勢調査」より作成。

第2節 結婚と家族を取り巻く状況～離婚を取り巻く状況～

- ・**50代女性は19.4%、60代女性は18.4%、50代男性は13.3%、60代男性は12.9%が離婚経験がある。**
- ・50～60代の現在独身の人に着目すると、女性は約半数が離婚経験があり、男性は半数以上がこれまで一度も結婚していたことはない。

特 - 46図 過去の離婚の経験

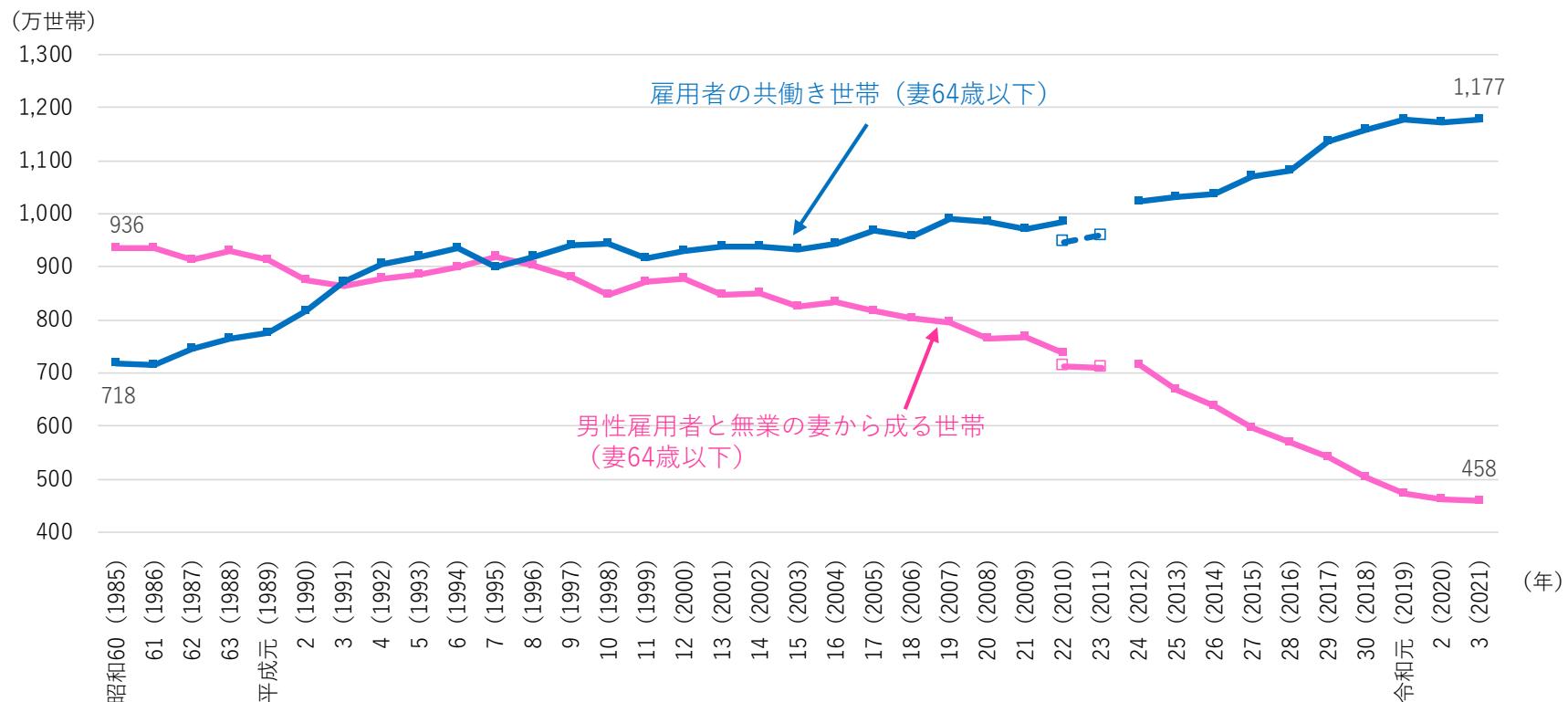


- (備考) 1. 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」(令和3年度内閣府委託調査)より作成。
 2. 「過去に離別したことがある」には、過去に離婚・死別の両方を経験したことがある人も含まれる。
 3. 「答えたくない」とした回答者を除いて算出。

第1節 家族の姿の変化・人生の多様化～人生の多様化～

- ・「雇用者の共働き世帯」は増加傾向にある一方、「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」は減少傾向。
- ・令和3(2021)年の「雇用者の共働き世帯」は、「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」の2倍以上。

特 - 7 図 共働き世帯数と専業主婦世帯数の推移（妻が64歳以下の世帯）



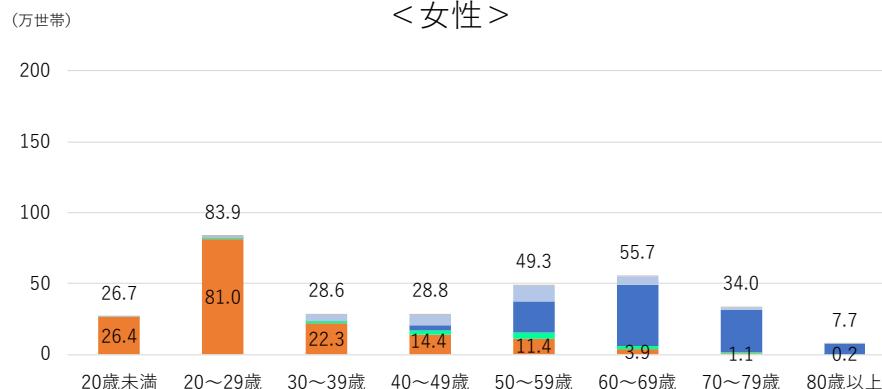
- (備考)
1. 昭和60年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」（各年2月）、平成14年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査（詳細集計）」とでは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
 2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、平成29年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）かつ妻が64歳以下世帯。平成30年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び失業者）かつ妻が64歳以下の世帯。
 3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者（非正規の職員・従業員を含む）かつ妻が64歳以下の世帯。
 4. 平成22年及び23年の値（白抜き表示）は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

第1節 家族の姿の変化・人生の多様化～人生の多様化～

・昭和55(1980)年から令和2(2020)年にかけて、20歳以上の女性の単独世帯は3.1倍(うち未婚は2.3倍)、男性の単独世帯は2.6倍(うち未婚は1.7倍)に増加。

特 - 22図 単独世帯数（年齢階級別）

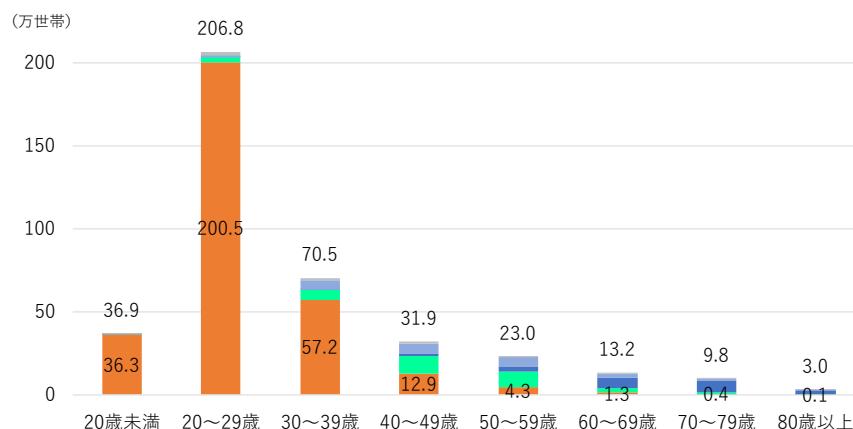
昭和55（1980）年



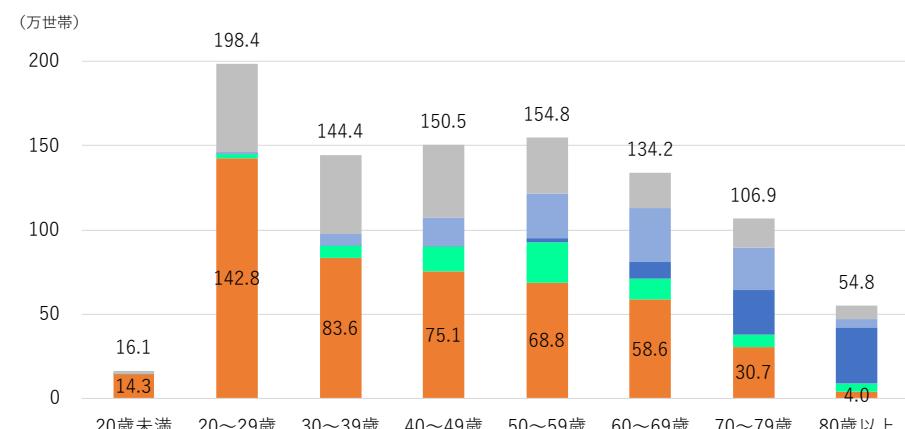
令和2（2020）年



＜女性＞



＜男性＞

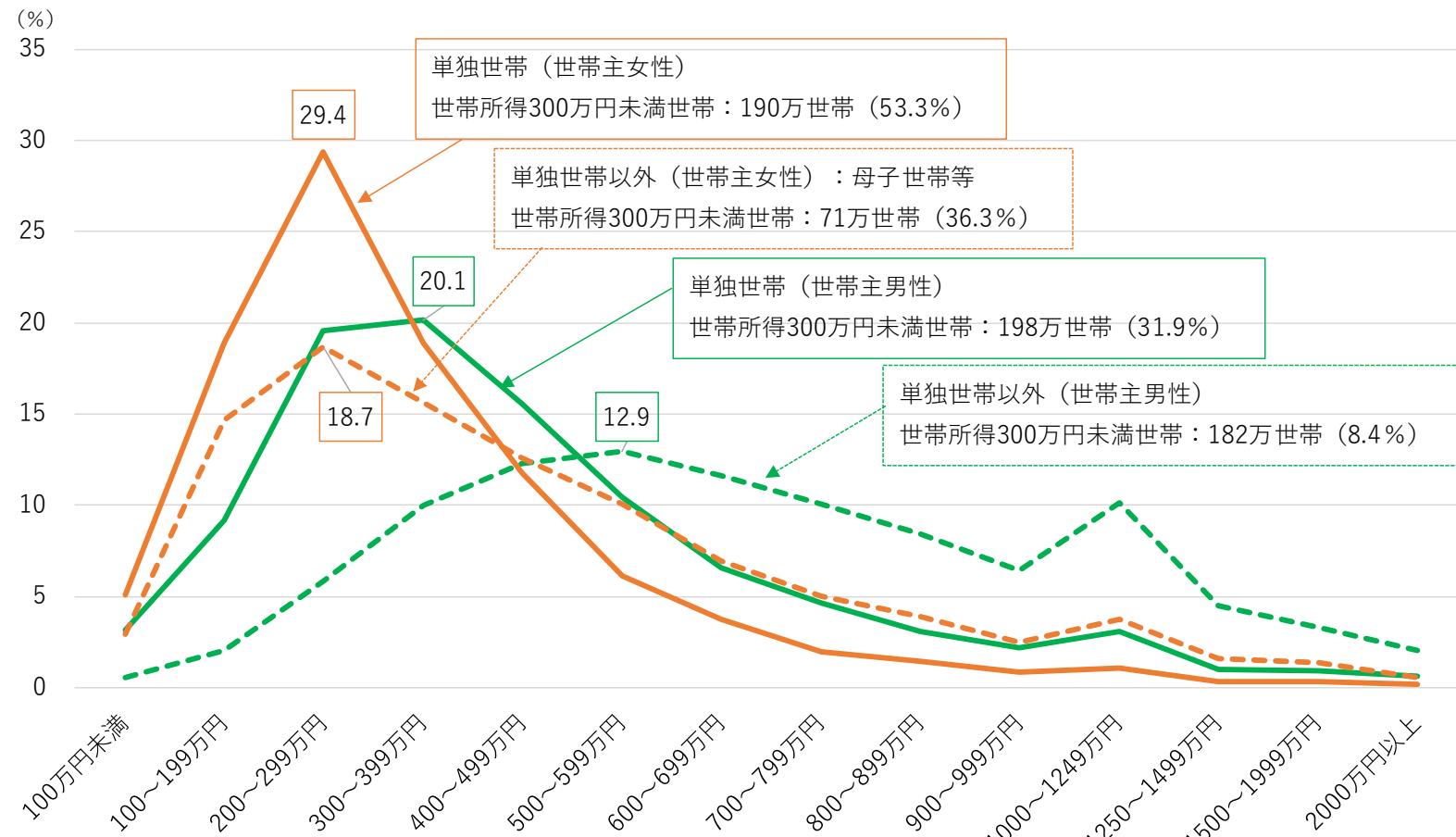


(備考) 1. 総務省「国勢調査」より作成。一般世帯、施設等に入っている人は含まれない。
2. 昭和55（1980）年は20%抽出結果。

第1節 家族の姿の変化・人生の多様化～人生の多様化～

- 就業している単独世帯の女性と男性を比べると、世帯所得300万円未満の世帯は、女性は53.3%、男性は31.9%と、女性の割合が高い。
- 単独世帯もそれ以外の世帯も、女性の場合は200～299万円に分布が集中している。

特 - 23図 世帯主が就業している世帯の所得分布（平成29（2017）年）

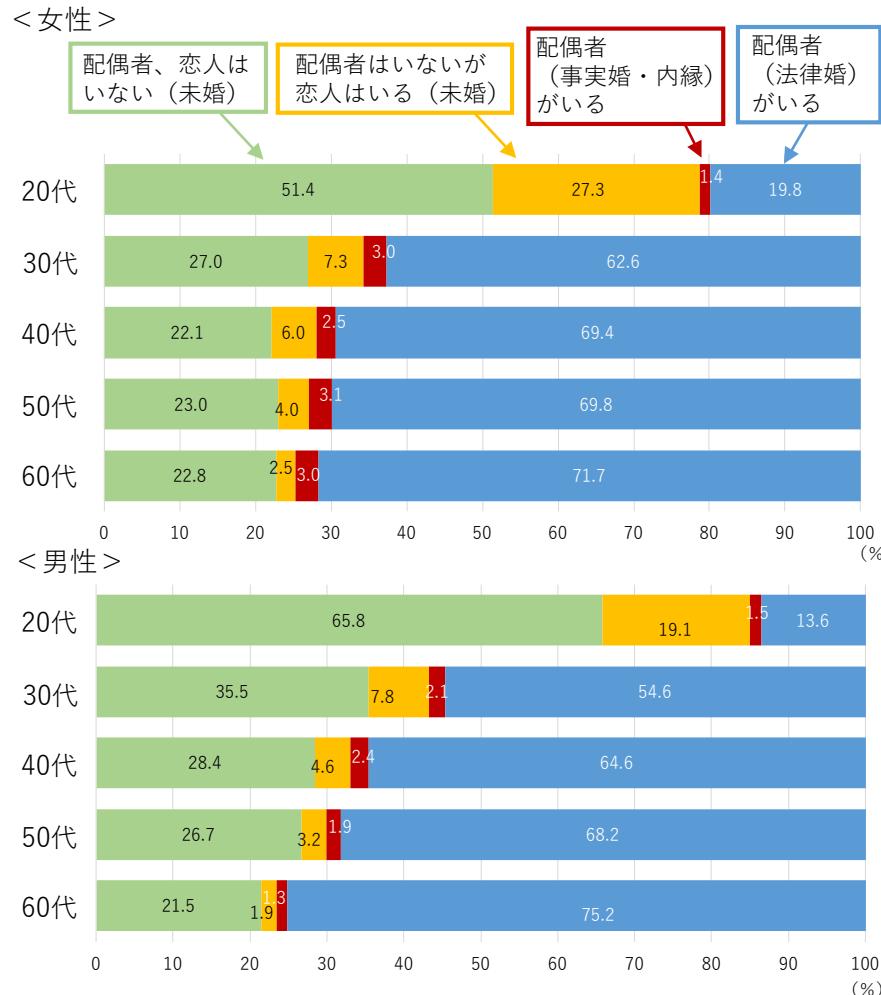


- (備考)
- 総務省「就業構造基本調査」より作成。
 - 「世帯主が就業している世帯」とは、世帯主が「仕事が主」である世帯のこと。「世帯所得」とは、世帯主、世帯主の配偶者及びその他の親族世帯員が通常得ている過去1年間（平成28年10月～29年9月）の収入（税込み額）の合計をいう。なお、年金、恩給など定期的に得られる収入は含めるが、土地、家屋や証券などの財産の売却によって得た収入、預貯金の引き出しなど所有財産を現金化したものや、相続、贈与、退職金などの臨時的な収入は含まない。

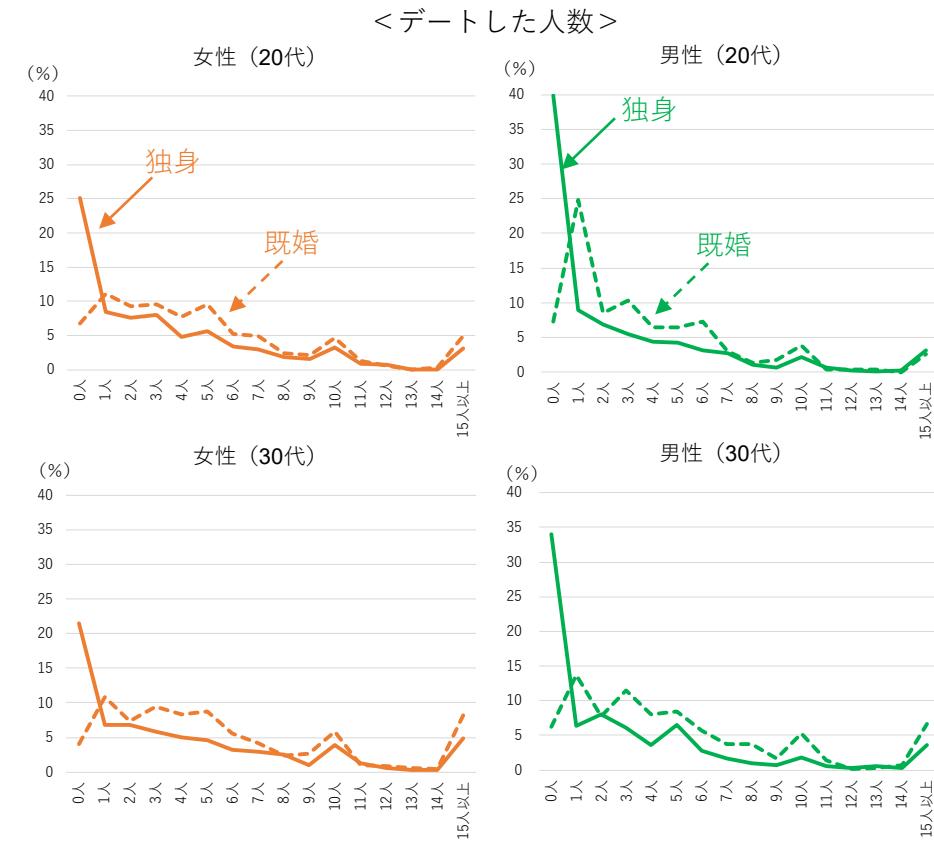
第2節 結婚と家族を取り巻く状況～結婚を取り巻く状況～

- 「配偶者、恋人はいない(未婚)」との回答は、男女ともに、全世代で2割以上。**20代の女性の約5割、男性の約7割が、「配偶者、恋人はいない(未婚)」と回答。**
- 「配偶者(法律婚)がいる」と回答した人は、女性は20代で約2割、30代で約6割、40代以降で約7割。男性は20代で14%、30代で約5割、40代以降で6～8割。

特 - 35図 現在の配偶者状況



特 - 38図これまでのデートした人数

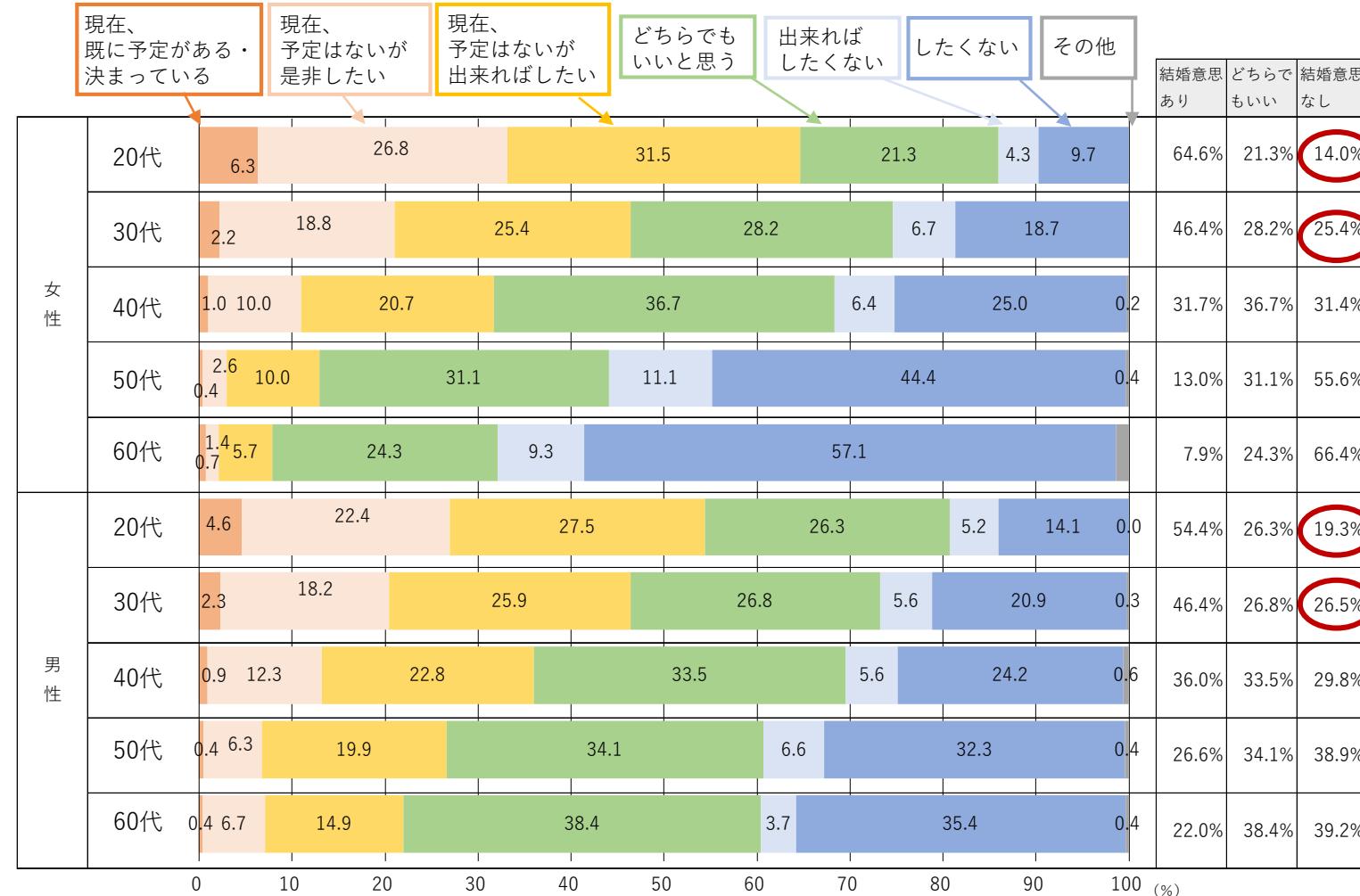


- (備考) 1. 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」
(令和3年度内閣府委託調査) より作成。
2. デートした人数は、中学卒業から最初の結婚まで「デート」した人数（結婚相手含む、恋人でない人含む）。

第2節 結婚と家族を取り巻く状況～結婚を取り巻く状況～

- ・20代の独身者では、女性の方が男性よりも「結婚意思あり」の割合が高いが、40代以降は、女性は割合が減る一方、男性の場合は、40～60代も2～4割が結婚願望を持っている。
- ・**「結婚意思なし」との回答をしたのは、女性は20代で14.0%、30代で25.4%、男性は20代で19.3%、30代で26.5%。**

特 - 39図 今後の結婚願望（独身者）

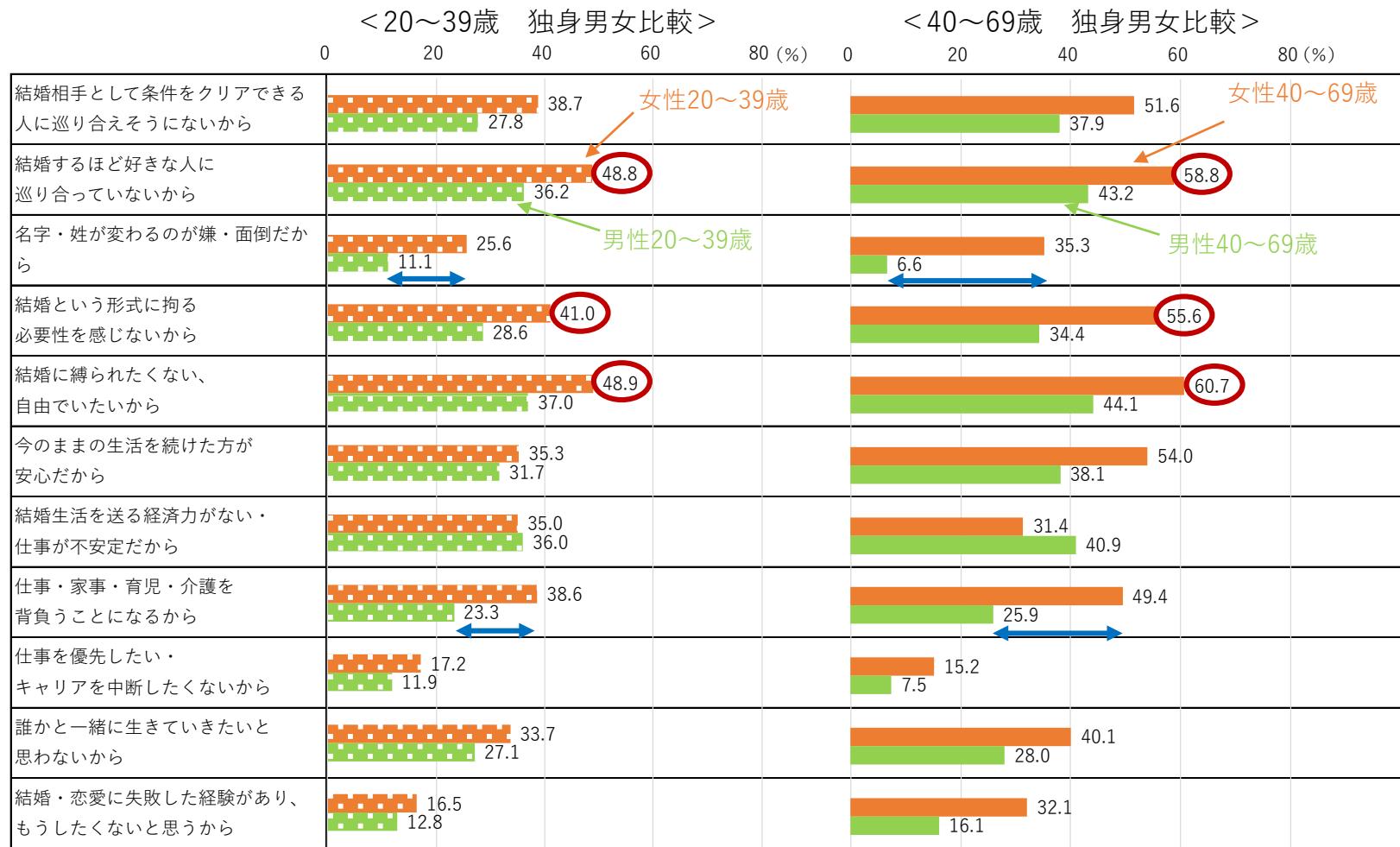


- (備考) 1. 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」(令和3年度内閣府委託調査)より作成。
 2. 独身者のうち、これまで結婚経験がない者が対象。
 3. 「結婚意思あり」は、「現在、既に予定がある・決まっている」「現在、予定はないが是非したい」「現在、予定はないが出来ればしたい」の累計値。
 4. 「結婚意思なし」は、「出来ればしたくない」「したくない」の累計値。

第2節 結婚と家族を取り巻く状況～結婚を取り巻く状況～

- ・積極的に結婚したいと思わない理由について、独身の男女で比較すると、女性の場合、5割前後となっている項目は、「結婚に縛られたくない、自由でいたいから」、「結婚するほど好きな人に巡り合っていないから」。
- ・**男女間で差があり、女性の方が高いものは、「仕事・家事・育児・介護を背負うことになるから」「名字・姓が変わるのが嫌・面倒だから」など。男性の方が高いものは「結婚生活を送る経済力がない・仕事が不安定だから」。**

特 - 41図 積極的に結婚したいと思わない理由

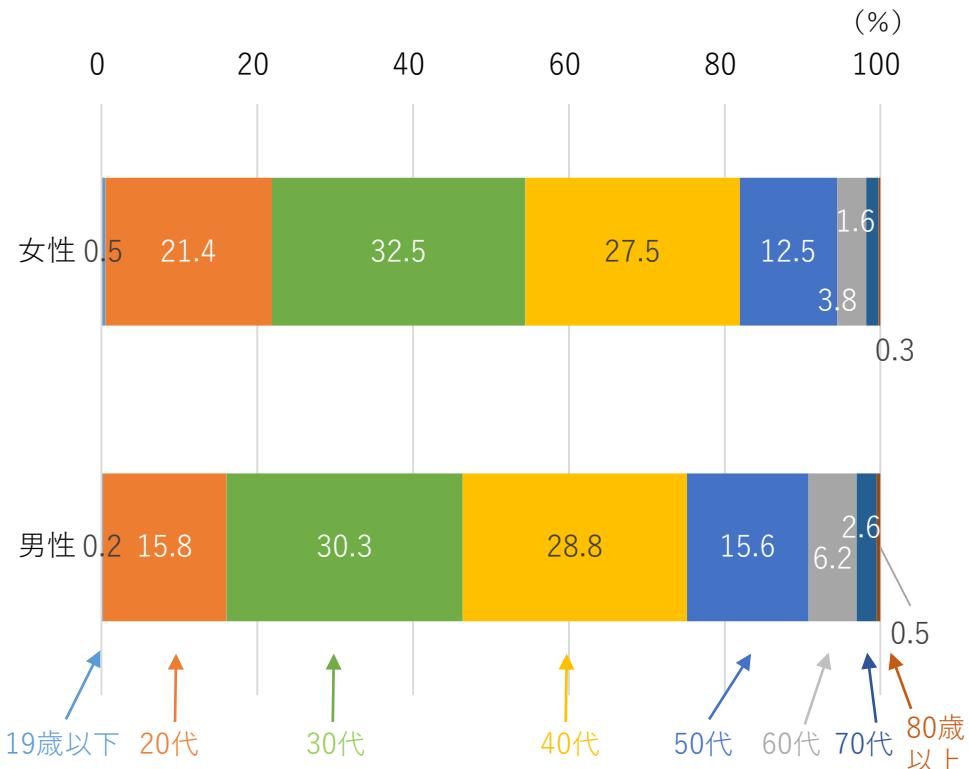


(備考) 1. 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」(令和3年度内閣府委託調査)より作成。
2. 「当てはまる」「やや当てはまる」の累計値を掲載。

第2節 結婚と家族を取り巻く状況～離婚を取り巻く状況～

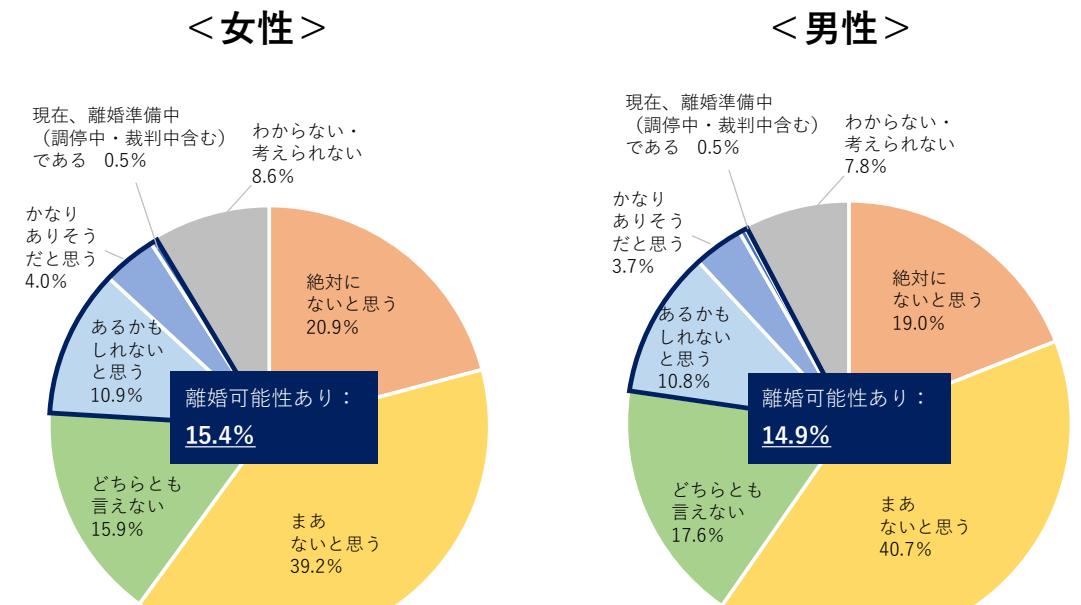
- 令和2(2020)年に離婚した人の別居を開始した年齢は、男女ともに30代が最も多い(女性32.5%、男性30.3%)、続いて40代(女性27.5%、男性28.8%)、20代(女性21.4%、男性15.8%)。
- 将来、「離婚可能性あり」と回答した人は、男女ともに約15%。

特 - 47図 別居時の年齢別離婚件数（令和2（2020）年）



(備考) 1. 厚生労働省「人口動態統計」より作成。
2. 同年に別居かつ離婚した人のみが対象。

特 - 53図 今後離婚する可能性

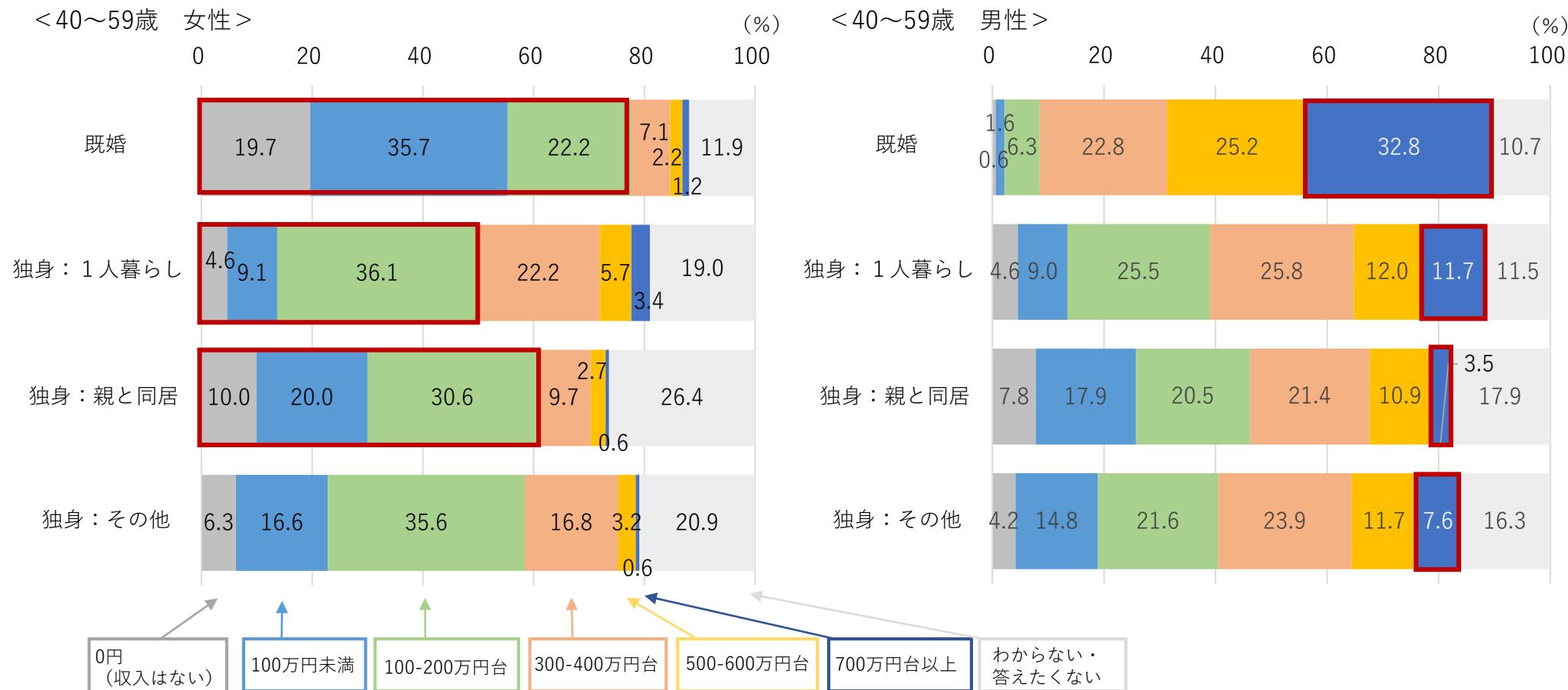


(備考) 1. 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」（令和3年度内閣府委託調査）より作成。
2. 現在結婚している人（事実婚・内縁を含む）が対象。
3. 「離婚可能性あり」は、「現在、離婚準備中（調停中・裁判中含む）である」「かなりありそうだと思う」「あるかもしれないと思う」の累積値。

第2節 結婚と家族を取り巻く状況 ~収入を取り巻く状況~

- 40～50代の男女について、既婚者と独身者（居住形態別）の個人年収を見てみると、独身女性で個人年収300万円未満（収入なし含む）なのは、「1人暮らし」が約5割、「親と同居」が約6割。
- 独身男性では、「700万円台以上」の割合が既婚者と比較して低い。

特 - 69図 個人年収（既婚者と独身者（居住形態別）の比較）



（備考）1. 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」（令和3年度内閣府委託調査）より作成。
2. 既婚者には事実婚・内縁を含む。

第3節 人生100年時代における男女共同参画の課題

- ・人生100年時代を迎え、**日本の家族と人々の人生の姿は多様化し、昭和の時代から一変。**
- ・今後、男女共同参画を進めるに当たっては、このことを念頭において、**誰ひとり取り残さない社会の実現を目指すとともに、幅広い分野で制度・政策を点検し、見直していく必要**がある。

世帯単位から個人単位の
保障・保護／無償ケア労働を
担っている人への配慮

- ・マイナンバー制度等を踏まえた、
個人を単位とした制度設計

女性の経済的自立を可能とする 環境の整備

- ・男女間賃金格差の解消
- ・成長産業への女性の労働移動
- ・ケア労働への評価、女性が多い
保育・介護等の分野の賃金の改善
- ・地方における女性活躍推進

早期からの女性のキャリア教育

- ・将来の職業選択に資する情報提供
- ・女性の就業に直結するリスクリング
の機会の提供やリカレント教育等

長い人生の中で
経済的困窮に陥ることなく、
尊厳と誇りをもって人生を送ることのできる
社会の実現

柔軟な働き方の浸透
働き方をコロナ前に戻さない

- ・テレワークや在宅勤務の一層の普及
- ・ワーク・ライフ・バランスの実現
- ・女性が昇進を目指せる環境作り

男性の人生も多様化している
ことを念頭においた政策

- ・男性相談窓口の整備・拡充
- ・結婚支援、子供・子育て支援
- ・デートDV、ハラスメントに関する
教育・啓発

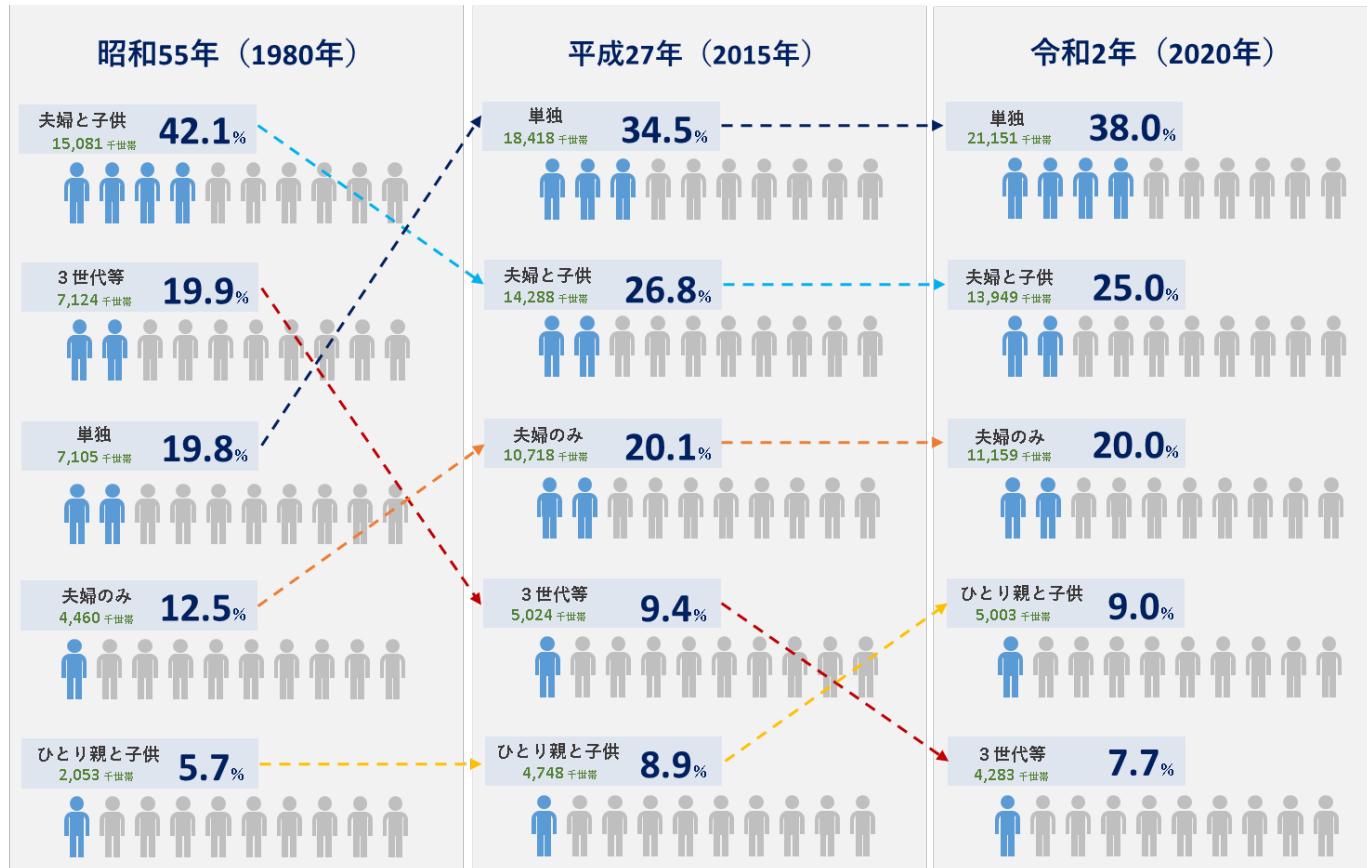
補足資料



第1節 家族の姿の変化・人生の多様化～家族の姿の変化～

- 昭和55(1980)年時点では、全世帯の6割以上を「夫婦と子供(42.1%)」と「3世代等(19.9%)」の家族が占めていた。
- 令和2(2020)年時点では、「夫婦と子供」世帯の割合は25.0%に、「3世代等」世帯の割合も7.7%に低下している一方で、「単独」世帯の割合が38.0%と、昭和55(1980)年時点と比較して2倍近く増加。また、子供のいる世帯が徐々に減少する中、「ひとり親と子供」世帯は増加。

特・5図 家族の姿の変化



(備考) 1. 総務省「国勢調査」より作成。

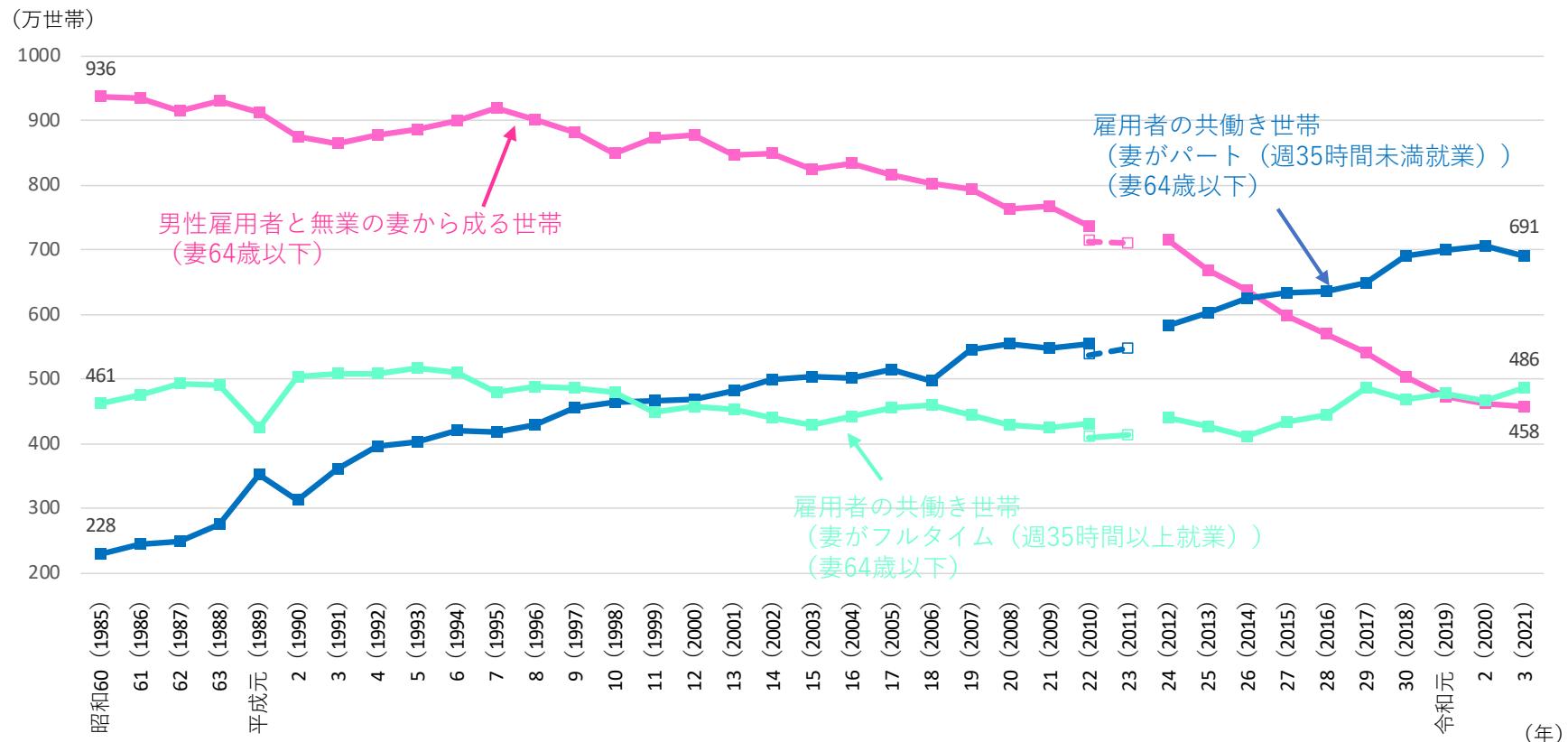
2. 一般世帯に占める比率。施設等に入っている人は含まれない。「3世代等」は、親族のみの世帯のうちの核家族以外の世帯と、非親族を含む世帯の合算。

3. 「子」とは親族内の最も若い「夫婦」からみた「子」にあたる続柄の世帯員であり、成人を含む。

第1節 家族の姿の変化・人生の多様化 ~人生の多様化と課題~

「雇用者の共働き世帯」について、妻の働き方別に見ると、**妻がフルタイム労働(週35時間以上就業)の世帯数は、昭和60(1985)年以降、400～500万世帯と横ばいで推移**している一方、**妻がパートタイム労働(週35時間未満就業)の世帯数は、昭和60(1985)年以降、約200万世帯から約700万世帯へ増加。**

特 - 8 図 共働き等世帯数の推移（妻が64歳以下の世帯）



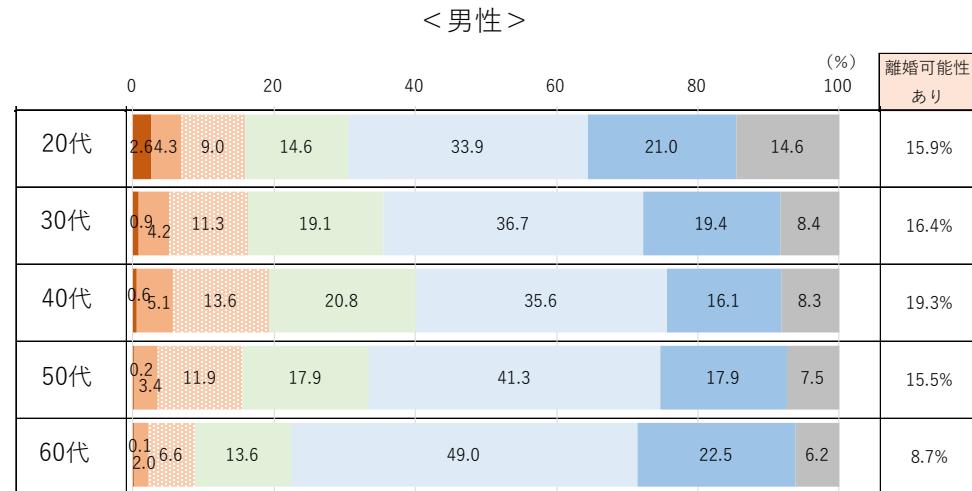
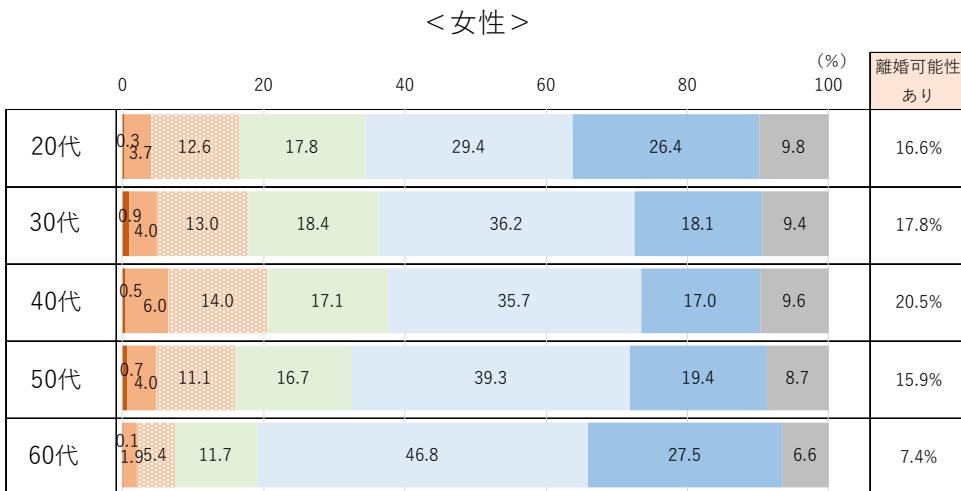
- (備考)
- 昭和60年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」（各年2月）、平成14年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とでは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
 - 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、平成29年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）かつ妻が64歳以下の世帯。平成30年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び失業者）かつ妻が64歳以下の世帯。
 - 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者（非正規の職員・従業員を含む）かつ妻が64歳以下の世帯。
 - 平成22年及び23年の値（白抜き表示）は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

第2節 結婚と家族を取り巻く状況～結婚を取り巻く状況～

・将来、「離婚可能性あり」と回答した人は、男女ともに40代が高く、20%前後となっている。

特 - 53図 今後離婚する可能性

<年齢階級別>



現在、離婚準備中
(調停中・裁判中含む)
である

かなり
ありそ
うだ
と思
う

あるかも
しれない
と思
う

どちらとも
言
え
ない

ま
あ
な
い
と思
う

絶
対
に
な
い
と思
う

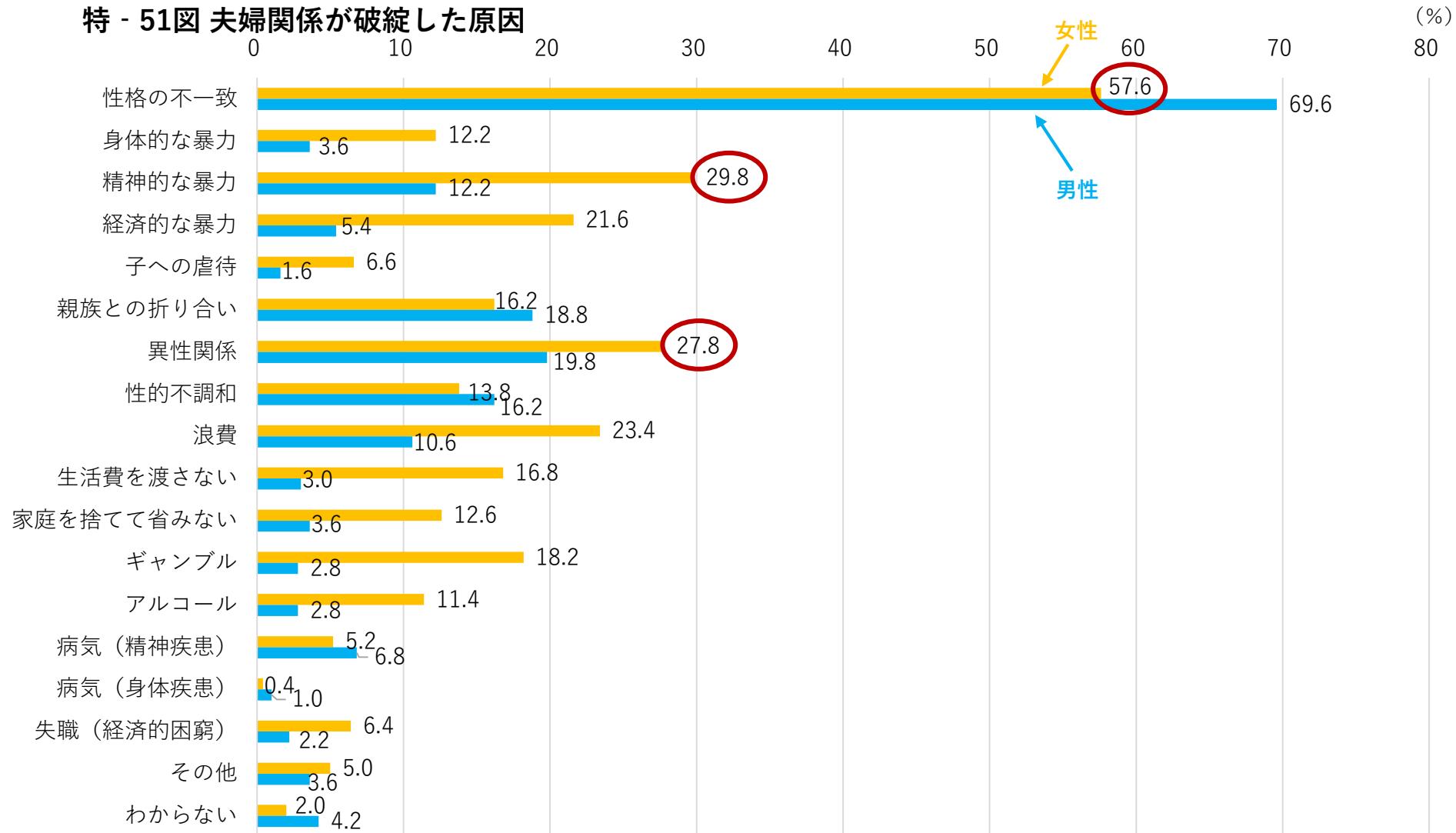
わ
か
ら
な
い
・
考
え
ら
れ
な
い

- (備考) 1. 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」(令和3年度内閣府委託調査)より作成。
 2. 現在結婚している人(事実婚・内縁を含む)が対象。
 3. 「離婚可能性あり」は、「現在、離婚準備中(調停中・裁判中含む)である」「かなりありそ
うだと思
う」「あるかも
しれない
と思
う」の累計値。

第2節 結婚と家族を取り巻く状況～結婚を取り巻く状況～

- 夫婦関係が破綻した原因を見ると、男女ともに「性格の不一致」が一番多く、6~7割となっている。
- 女性の場合は「精神的な暴力」がこれに続き、29.8%となっている。

特 - 51図 夫婦関係が破綻した原因



(備考) 「協議離婚制度に関する調査研究業務」(令和2年度法務省委託調査研究)報告書より作成。

第1節 家族の姿の変化・人生の多様化～人生の多様化と課題～

- ・母子世帯の母親の81.8%は働いており、国際的に見て就業率は高い。しかしながら、雇用されている人のうち、非正規雇用労働者の割合は52.3%と高く、**母子世帯の平均年間就労収入は、一般世帯と比較して低い。**
- ・また、**母子世帯では、離別した元夫から養育費を受け取っていない世帯が、全体の約4分の3**となっている。

特 - 15表 ひとり親世帯の状況



	母子世帯	父子世帯	一般世帯(参考)
就業率	81.8%	85.4%	女性71.3% 男性83.9%
雇用者(役員を除く)のうち 正規雇用労働者	47.7%	89.7%	女性49.2% 男性83.3%
雇用者(役員を除く)のうち 非正規雇用労働者	52.3%	10.3%	女性50.8% 男性16.7%
平均年間就労収入	200万円 正規雇用労働者:305万円 パート・アルバイト等:133万円	398万円 正規雇用労働者:428万円 パート・アルバイト等:190万円	平均給与所得 女性293万円 男性532万円
養育費受取率	24.3%	3.2%	—

(備考) 1. 母子世帯及び父子世帯は厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」より作成。

母子世帯及び父子世帯の正規雇用労働者、非正規雇用労働者の構成割合は、「正規の職員・従業員」及び「非正規の職員・従業員」（「派遣社員」、「パート・アルバイト等」の計）の合計を総数として算出した割合。

平均年間就労収入は、母子世帯及び父子世帯の母又は父自身の就労収入。

2. 一般世帯の就業率は総務省「労働力調査（令和3年）15～64歳」、平均年間就労収入は国税庁「民間給与実態統計調査（令和2年）」より作成。

第2節 結婚と家族を取り巻く状況～離婚を取り巻く状況～

・シングルマザーの結婚、出産、離婚の年齢も多様になっている。

- ・「20代でなった人」は、平均すると21.9歳で最初の結婚をし、22.8歳で第一子を持ち、25.8歳で離婚、(再婚する場合は)30.7歳で再婚。
- ・一方、「40代でなった人」は、平均すると26.8歳で最初の結婚をし、29.1歳で第一子を持ち、43.3歳で離婚。

特 - 57表 シングルマザーのターニングポイントにおける年齢

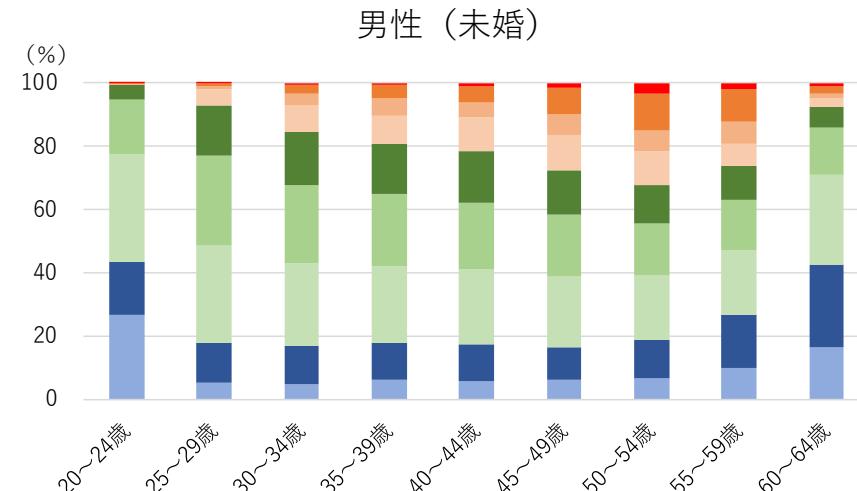
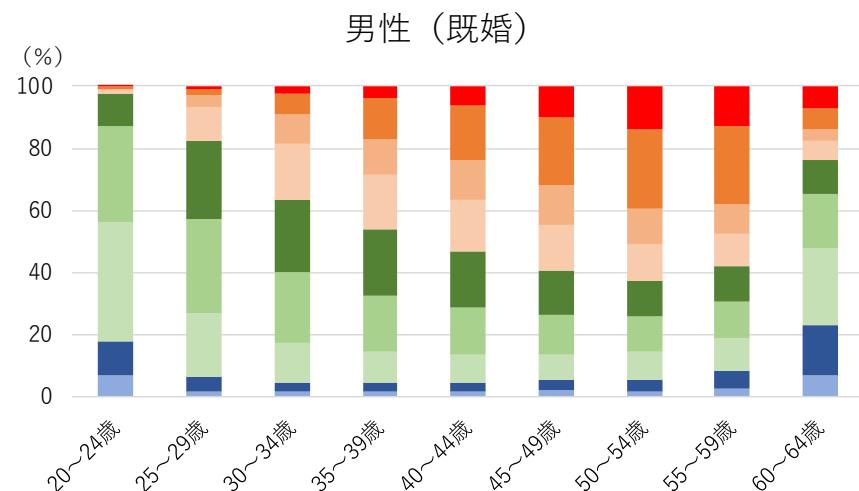
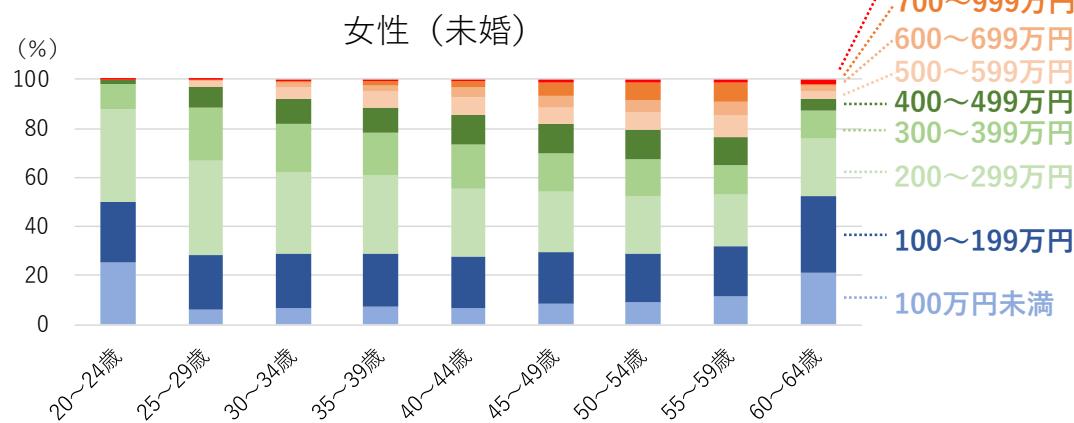
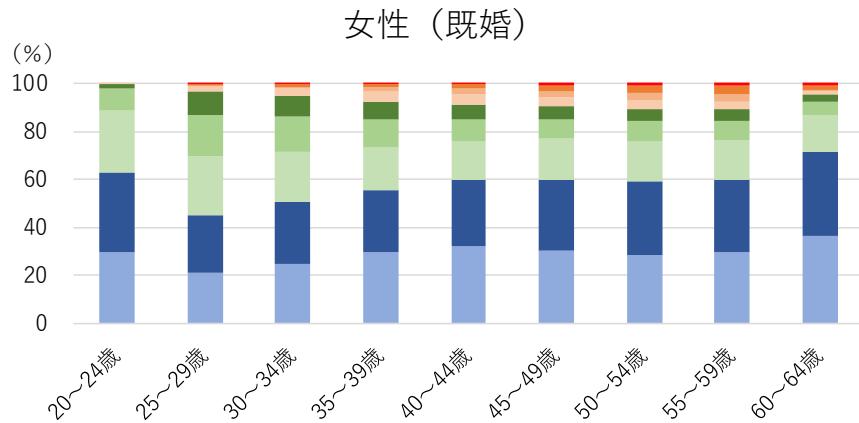
現実の年齢	シングルマザー (n=449) 平均年齢51.7歳	20代で シングルマザー	30代で シングルマザー	40代で シングルマザー	シングルマザー以外の女性
最初に結婚した年齢	24.5歳 (n=447)	21.9歳 (n=141)	25.2歳 (n=208)	26.8歳 (n=98)	26.8歳 (n=6,757)
第一子を持った年齢	25.9歳 (n=449)	22.8歳 (n=141)	26.6歳 (n=210)	29.1歳 (n=98)	28.1歳 (n=5,127)
シングルマザーになった時 (最初に離婚した時) の年齢	33.4歳 (n=449)	25.8歳 (n=141)	33.9歳 (n=210)	43.3歳 (n=98)	34.1歳 (n=821)
再婚した時の年齢	35.0歳 (n=76)	30.7歳 (n=33)	37.2歳 (n=33)	42.0歳 (n=10)	35.8歳 (n=547)

- (備考) 1. 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」(令和3年度内閣府委託調査) 調査検討委員会委員 成蹊大学文学部 小林盾教授による分析結果。
2. 全回答値の平均年齢。
3. ここでの「シングルマザー」は、離婚・死別経験があり子供がいる女性で、「離婚時の年齢」「第一子を持った年齢」のどちらも回答している人、かつ、最初に離婚した時に第一子がいる(離婚時の年齢が第一子を持った年齢を上回る)人、かつ、離婚時に子供が19歳以下の人、かつ現在配偶者がいない人を対象としている。

第1節 家族の姿の変化・人生の多様化～人生の多様化～

・有業の既婚女性の約6割は、年間所得が200万円未満。

特 - 11図 所得階級別有業者割合（男女、配偶関係、年齢階級別）（平成29（2017）年）



(備考) 1. 総務省「就業構造基本調査」より作成。

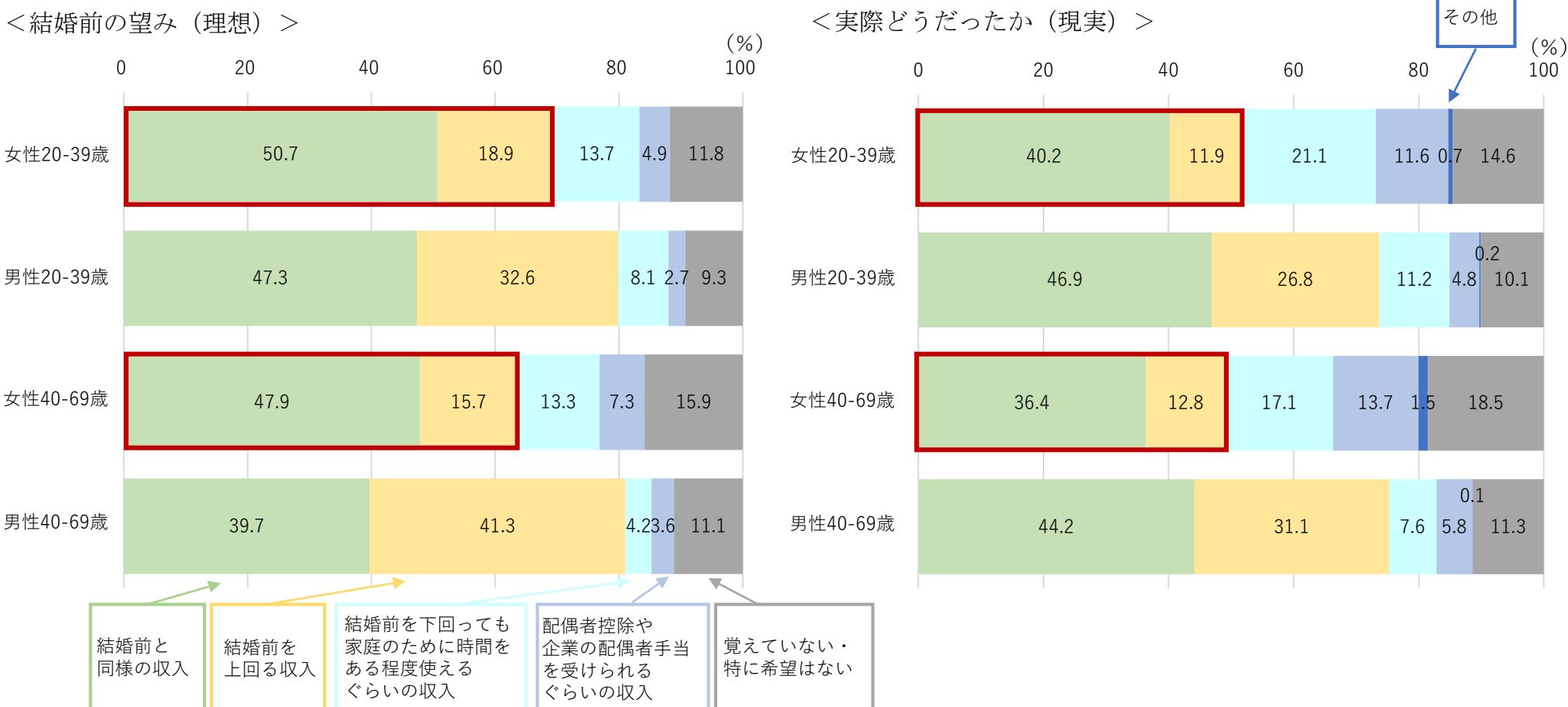
2. ここでの「既婚」とは、配偶関係「総数」から「未婚」を除いたものを指し、「死別・離別」「不詳」を含む。

第2節 結婚と家族を取り巻く状況 ~収入を取り巻く状況~

- ・結婚後の収入について、女性は、結婚前の望み(理想)は、「結婚前と同様の収入」「結婚前を上回る収入」の累計値が60~70%となっているのに対し、実際どうだったか(現実)では、約50%となっている。
- ・結婚当初、子供が生まれる前から、就業調整※をする意識は高くないが、「現実」としては、就業調整をしている女性が約1~2割いる。

※収入を一定に抑えるために就業時間や日程を調整することを指す。

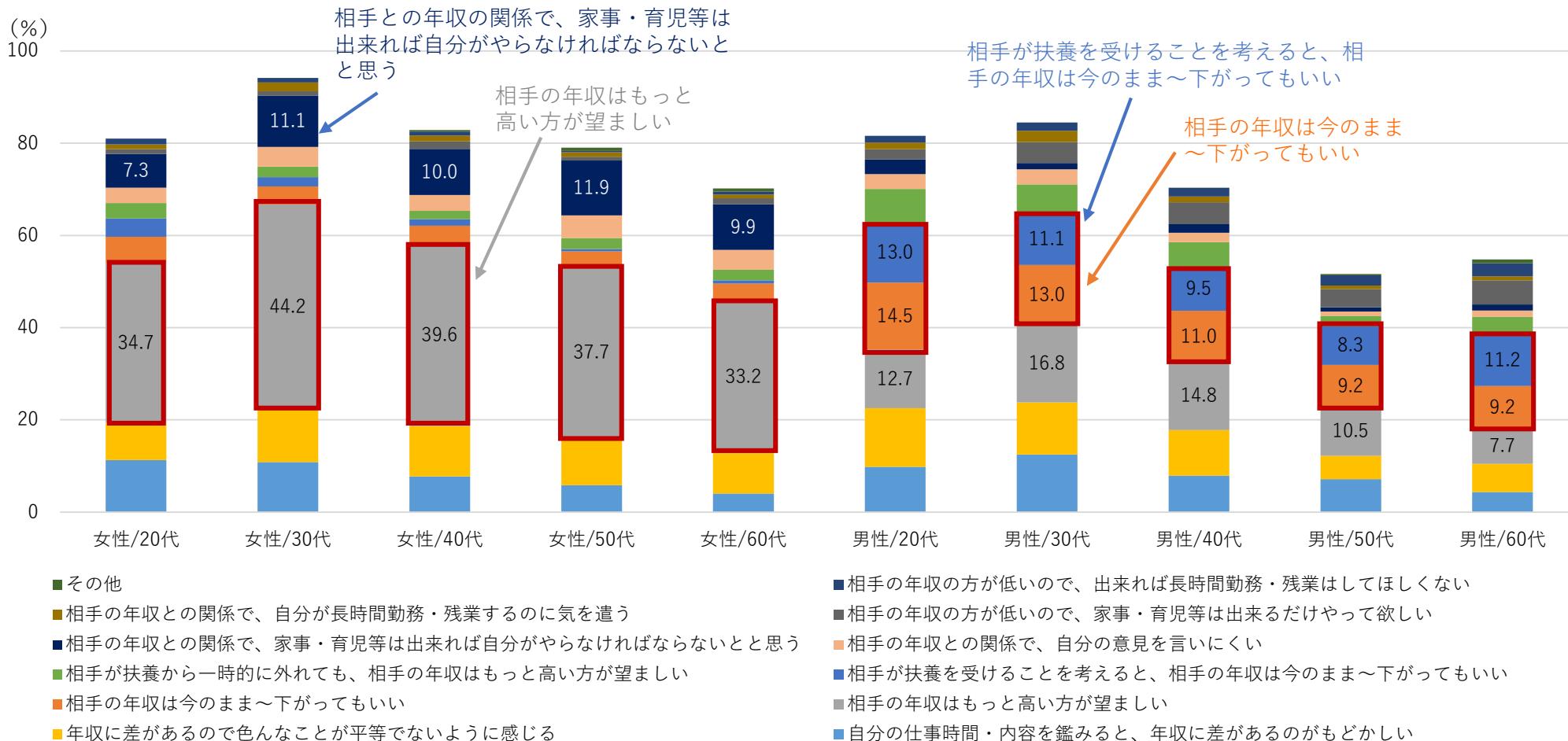
特 - 60図 結婚後の収入について（結婚前の理想と現実）



第2節 結婚と家族を取り巻く状況 ~収入を取り巻く状況~

- ・女性は全ての年齢層で3~4割が「相手の年収はもっと高い方が望ましい」としている一方で、男性は全ての年齢層で2~3割が「相手の年収はもっと低くても良い」と回答している。
- ・女性は全ての年齢層で約1割が「相手の年収との関係で、家事・育児等は出来れば自分がやらなければならない」と考えている。

特 - 65図 配偶者・恋人との年収の違いについて



(備考) 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」(令和3年度内閣府委託調査)より作成。

コラム ~人生のターニングポイント~

- ・理想の結婚年齢を尋ねると、「女性26歳、男性28歳」、理想の第一子を持つ年齢を尋ねると、理想の結婚年齢の2年後の「女性28歳、男性30歳」と回答している。
- ・「この年齢までは働きたい」と思う理想の年齢を尋ねると、女性の平均は54歳、男性の平均は62歳。「配偶者にこの年齢までは働いて欲しい」と思う年齢は、本人が「この年齢までは働きたい」と思う年齢よりも、2年長い年齢となっている。

(図) ターニングポイントの年齢

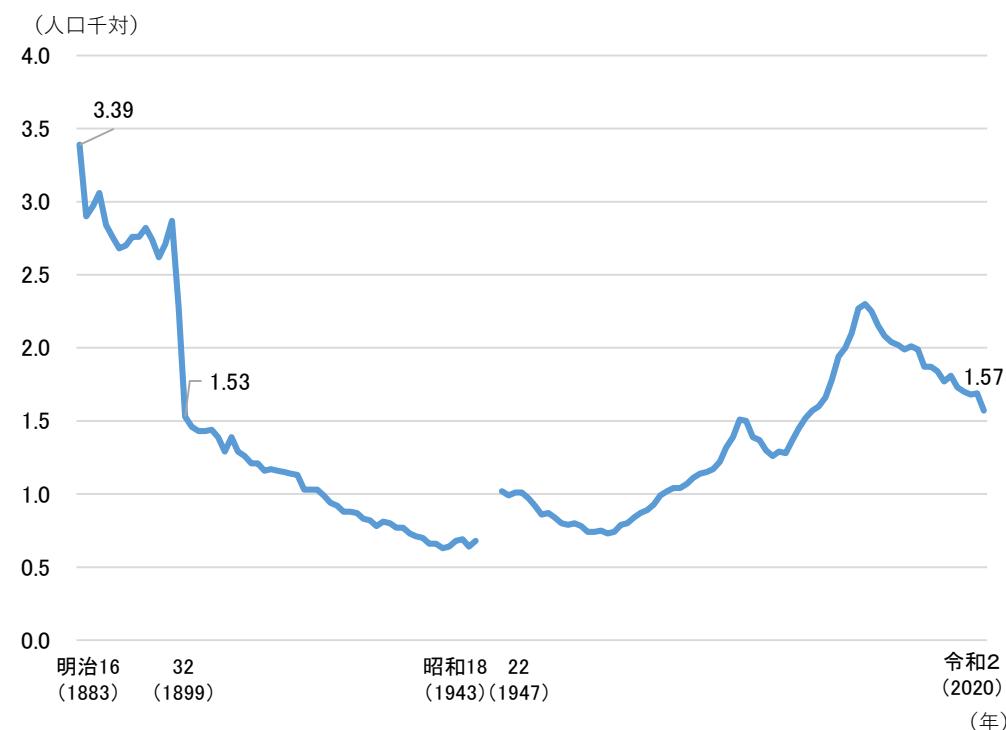
理想の年齢	女性	男性
最初に結婚する年齢	26.1歳	28.0歳
最初の結婚時の配偶者の年齢	28.3歳	26.2歳
第一子を持つ年齢	27.8歳	29.9歳
自分が「この年齢までは働きたい」と思う年齢	53.8歳	62.0歳
配偶者に「この年齢までは働いて欲しい」と思う年齢	64.9歳	55.3歳

現実の年齢	女性	男性
最初に結婚した年齢	26.6歳	28.9歳
第一子を持った年齢	28.0歳	30.7歳
最初に離婚した時の年齢	33.9歳	35.5歳
二回目に結婚した時の年齢	35.7歳	36.6歳

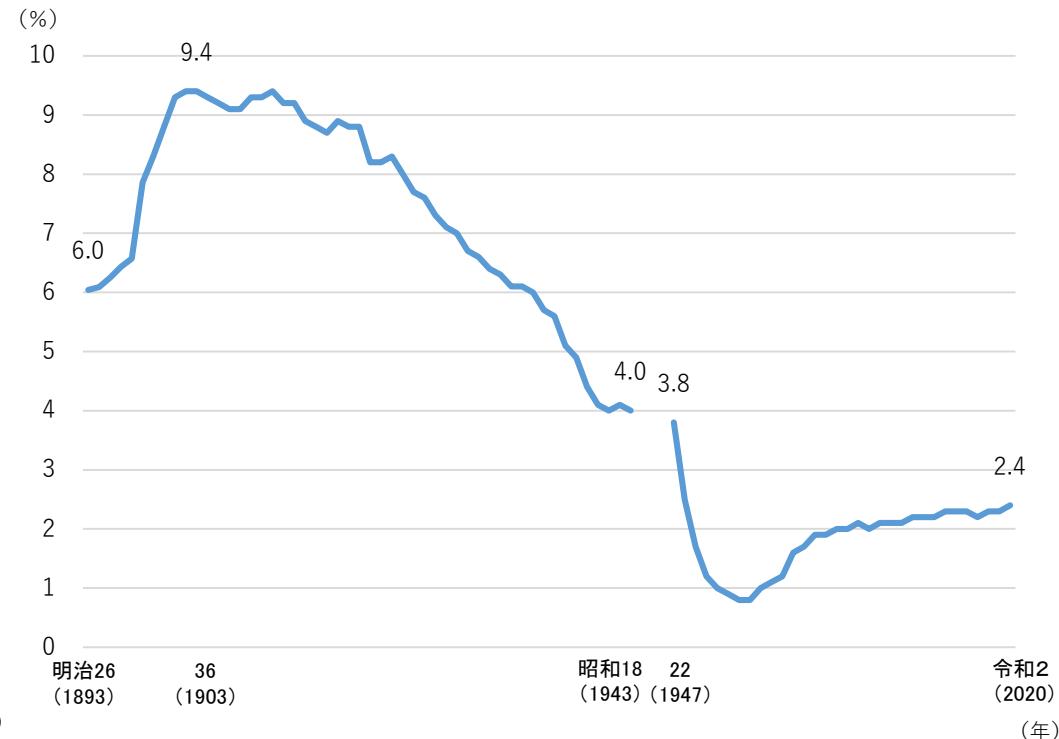
(備考) 1. 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」(令和3年度内閣府委託調査)より作成。
2. 全回答値の平均年齢(必須設問としていないため、nが異なる)。

- ・昭和より前の時代の我が国の家族の姿は、また異なっていた。
- ・明治16(1883)年の離婚率は3.39(人口千対)と、令和2(2020)年の約2倍。
- ・明治36(1903)年の婚外子の割合は9.4%と、令和2(2020)年の4倍近く。

(図1) 離婚率の推移



(図2) 婚外子の割合の推移



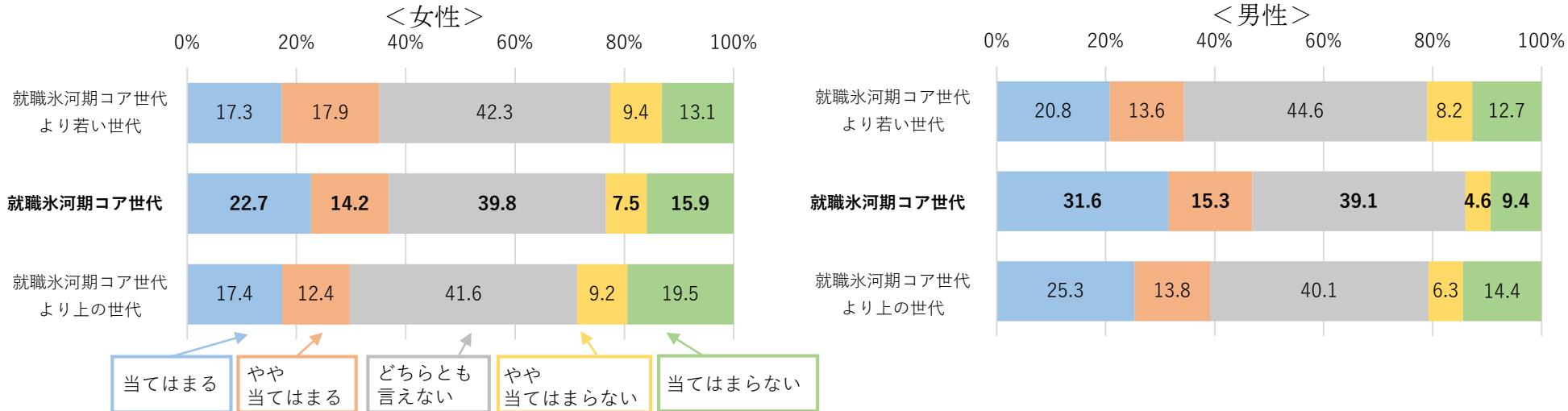
(備考) 1. 明治16(1883)年から明治31(1898)年は、内閣統計局「日本帝国統計摘要」より作成。
明治32(1899)年から令和2(2020)年は厚生労働省「人口動態統計」より作成。
2. 人口1,000人当たりの離婚件数。

(備考) 明治26年(1893)年から明治31(1898)年は内閣統計局「日本帝国統計摘要」より作成。
明治32(1899)年から令和2(2020)年は厚生労働省「人口動態統計」より作成。

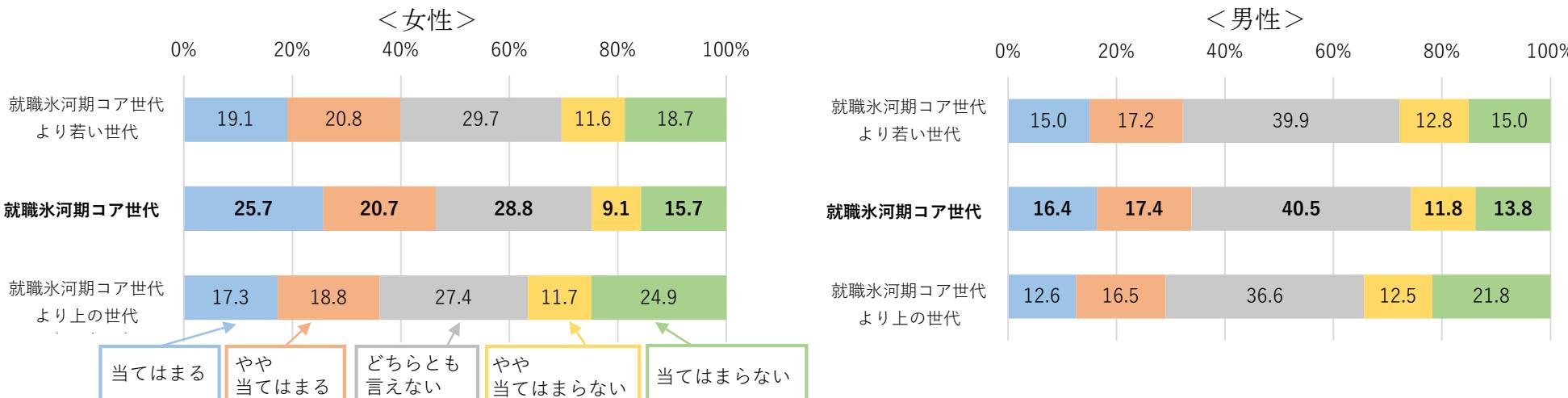
コラム ~就職氷河期考察~

・就職氷河期世代は他の世代と比較して、**将来に対する不安を強く感じるなど、現在も様々な課題に直面。**

(図4) 今後、積極的に結婚したいと思わない理由が、「結婚生活を送る経済力がない・仕事が不安定だから」としている割合（世代別）



(図5) 将来に対する不安の理由が、「高齢になっても年金受給が不透明・見通しが立たない」としている割合（世代別）



(備考) 1. 「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」(令和3年度内閣府委託調査)より作成。

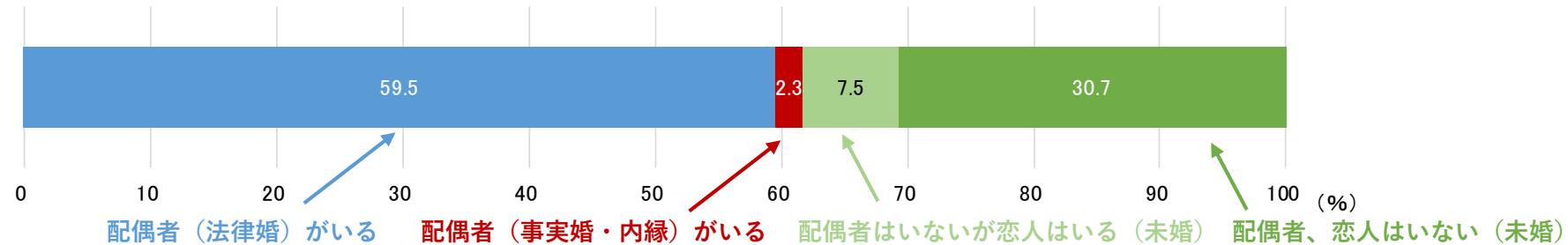
2. ここでは、昭和50(1975)年～昭和59(1984)年に生まれ、令和3(2021)年調査時点まで37～46歳の人を「就職氷河期コア世代」としている。

コラム ~事実婚の実態について~

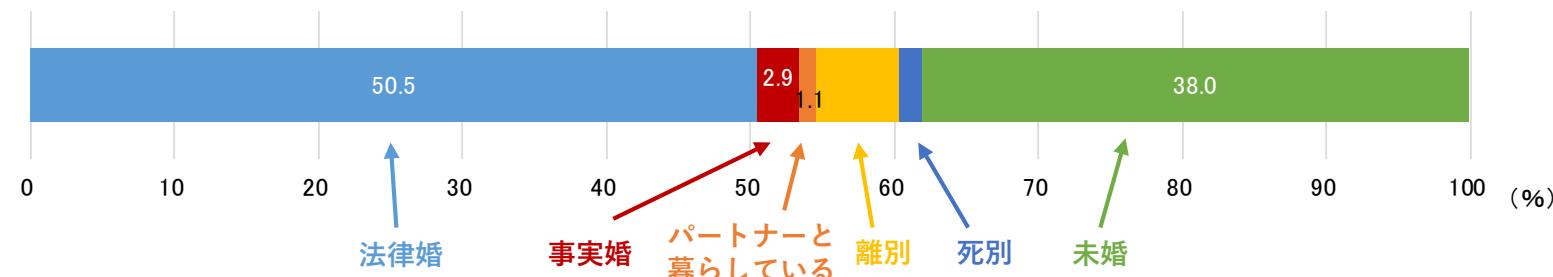
- 各種調査の結果から、事実婚を選択している人は、成人口の約2~3%程度いるものと考えられる。

(図) 各種意識調査の結果

「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」(n=20,000)



「令和3年度 性別による無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)に関する調査研究」(n=10,330)



「家族の法制に関する世論調査」(n=2,884)

